

# 意匠出願（デザイン）の魅力！

- (1) デザインは見た目！ 直感的に分かり易い！ 牽制・宣伝効果が高い！  
登録率が高く、早期に権利化できる。

(※ 2016 データ：出願のうち 82%が登録。一次審査期間 6.1 月)



Reg.1352447

## <注意点>

権利範囲が比較的狭いが故、ある程度の割り切りは必要。

ex.「デットコピーの禁止」に絞る。

「特許出願との併存」による保護強化

「特徴的な部分」を「部分意匠」として権利化

「複数の意匠出願」による保護強化 (→ 関連意匠制度の利用)

取付け用便器



Reg.1481006

- (2) 多様な出願戦略が可能！

①最初から「特許出願」と「意匠出願」を両方出願する。

あるいは、初期費用を抑えたい場合なら、

②「特許出願」の図面で意匠を特定しておく。

→ 特許の権利化が困難になったとき、意匠（あるいは実案）に変更する。

→ 特許査定後に分割出願し、それを意匠に変更する。

(事業が好調な場合には、事後的に特許と意匠を両方保有できる！)

- (3) ハーグ国際登録制度を利用して、外国へ安価に出願できる。

・国内移行手続（翻訳文の提出）が不要。

→ 少なくとも出願に関して、外国代理人の費用が不要。

(ヨーロッパ等、無審査国での効果バツグン)



WIPO ロゴ

・日本を指定国に含めることで、日本&外国を同時に出願できる。

## <注意点>

・指定国の確認 (ex. US、CA、EU、CH、TR、NO、UK、RU、KR、SG・・・○ CN・・・近々加入予定)

・国際公開がされた後で、各指定国での審査が開始されるので、

「公開されたのに、権利取得もできない」という事態が想定される。

(※まず日本出願を登録した後で、国際出願する等の対策)

- (4) 画像デザインの登録 (物品として登録)

血糖値測定器



Reg.1469179

・キーワードは「物品の機能」に関する画像。

①物品の機能を発揮するための画像

②物品の機能を発揮させるための操作画像

Design の魅力  
青山特許事務所

※ご希望の場合、青山特許事務所 意匠チームにて詳しく説明させていただきますので、遠慮なくご一報をお願いします。

弁理士 大塚雅晴 (Tel : 06-6316-1434、Mail : ohtsuka@aoyamapat.gr.jp)

弁理士 岡崎博之 (Tel : 06-6316-1429、Mail : okazaki@aoyamapat.gr.jp)

弁理士 中嶋隆宣 (Tel : 06-6316-1426、Mail : tnakajima@aoyamapat.gr.jp)